様式３

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　障福第　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　　建築部局

　　　消防部局　　　　　　所属長殿

　　　障害福祉担当部署

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　愛知県健康福祉部障害福祉課長

　　　　　既存の戸建て住宅を障害者グループホームとして活用する場合の

取扱要綱に基づく障害者グループホームの指定等について

　要綱第４条及び事務取扱第１１条（変更届出書の受理の場合は第１２条）の規定に基づき、次のとおり指定等を行いましたので、通知します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　事業者名

２　事業者住所

３　障害者グループホーム名、台帳番号

４　障害者グループホーム住所

５　その他（障害者グループホームを追加する場合の本体事業所名及び住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当　事業所・地域生活支援Ｇ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　０５２－９５４－６３１７